

宿 泊 約 款

松屋本館は、創業以来、お客様に旅館ならではのおもてなしを提供してまいりました。

本宿泊約款は、お客様に安心・安全で快適にご滞在いただくとともに、お客様相互の快適な利用環境及び当館従業員の就業環境を守り、当館の施設及び文化的価値を適切に維持することを目的として定めるものです。

ご利用にあたっては、本約款及び利用規則へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

第1条 適用範囲

- 1 当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 1 宿泊者は、宿泊契約の申込み又は宿泊の予約をするときは、次の事項を当館に申し出ていただくものとします。
 - (1) 宿泊者の氏名、連絡先及び宿泊人数
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金及び利用宿泊プラン
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し出た場合、当館は、その申出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして取り扱います。
- 3 第1項第3号の利用宿泊プランは、宿泊契約の申込み時においてのみ有効とします。申込み時と異なる利用宿泊プランでの宿泊を希望する場合は、新たな宿泊契約の申込みをしていただきます。なお、当初の予約は当然には解除されませんので、別途必要な手続を行っていただくものとします。
- 4 宿泊者は、不適切な転売行為を防止し、すべてのお客様に適切な宿泊の機会を提供するため、当館が明示的に承諾する場合を除き、宿泊契約若しくは宿泊予約上の地位又は宿泊契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならないものとします。
- 5 宿泊者は、合理的な理由のない同一利用者による同一日の重複予約又は類似日程における複数の予約を行ってはならないものとします。

第3条 宿泊契約の成立等

- 1 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 宿泊プランによっては、前条の申込み後、事前決済を行っていただき、当館が入金を確認した時点で宿泊契約が成立するものとします。

第4条 宿泊契約締結の拒否

- 1 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、本約款によらないとき。
 - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、旅館業法その他の法令に定める特定感染症の患者等に該当するとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって、他の宿泊者に対する宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき。
 - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
 - (9) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (10) 宿泊しようとする者が、当館又はその従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝その他の威圧的な行為を行い、又は録音、録画、ライブ配信若しくはSNSへの投稿等を手段として不当な要求を行ったとき。
 - (11) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、又は他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (12) 宿泊しようとする者の身体、衣服又は携帯品が著しく不潔であり、他の宿泊者の衛生保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - (13) 当館所在地を管轄する旅館業法施行条例に定める事由に該当するとき。

第5条 宿泊者の契約解除権等

- 1 宿泊者は、当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。
- 2 宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当館は、別表に定める取消料を申し受けます。ただし、変更又は解約ができない旨を明示した宿泊プランについては、その販売条件を優先します。
- 3 当館は、宿泊者が連絡なく宿泊日当日の午後6時(夕食を伴わない宿泊契約の場合は午後9時)になっても到着しないときは、その宿泊契約が宿泊者により解除されたものとみなして処理することがあります。ただし、あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合、交通事情その他やむを得ない事情がある場合は、その時刻を2時間経過した時刻を基準とします。

第6条 当館の契約解除権

- 1 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1)宿泊者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は当該行為をしたと認められるとき。
 - (2)宿泊者が、旅館業法に定める特定感染症の患者等に該当するとき。
 - (3)大雨、台風、地震等の天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (4)宿泊者が、次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ウ 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (5)宿泊者が、当館又はその従業員に対し、次に掲げる行為を含む、暴力、脅迫、恐喝その他の威圧的な不当要求を行い、又は合理的な範囲を超える負担を要求したとき。
 - ア 従業員の拘束、窓口の占拠、長時間の電話又は居座り等の拘束的な行為
 - イ 土下座、金銭的補償その他の対応を執拗に又は継続的に求める等の過剰な要求
 - ウ 撮影、録音、録画、ライブ配信、SNSへの投稿又は誹謗中傷等を利用し、不当に業務を妨げる行為
 - (6)宿泊者が、本約款又は当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
 - (7)当館所在地を管轄する旅館業法施行条例に定める事由に該当するとき。
 - (8)宿泊者が、法定代理人その他保護者の同意なく、未成年者のみで宿泊しようとするとき。
 - (9)宿泊者が、泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、又は他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (10)前各号以外の理由により、当館が契約した客室を宿泊者に提供できないとき。この場合、当館は可能な限り、同等の条件による他の宿泊施設をあっせんするよう努めます。
 - (11)当館の明示的な承諾なく、宿泊契約若しくは宿泊予約上の地位又は宿泊契約に基づく権利が第三者に譲渡されたと認められるとき。
 - (12)同一利用者による、合理的な理由のない同一日の重複予約又は類似日程における複数の予約が行われたと認められるとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した場合、当館は、宿泊者がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金を申し受けません。ただし、宿泊者の責めに帰すべき事由による解除の場合は、この限りではありません。

第7条 宿泊の登録

- 1 宿泊者は、宿泊日当日、当館において、次の事項を登録するものとします。
 - (1)宿泊者の氏名、住所、連絡先及び職業
 - (2)日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - (3)出発日及び出発予定時刻
 - (4)その他当館が必要と認める事項
- 2 日本国内に住所を有しない外国人の宿泊者には、旅券の提示及びその写しの提供を求めることがあります。
- 3 宿泊者が第10条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にこれを提示していただくことがあります。

第8条 客室の使用時間

- 1 宿泊者が当館の客室を使用できる時間は、宿泊契約ごとに設定されたチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。
- 2 当館は、前項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合、次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1)正午までの利用 室料の10%
 - (2)午後1時までの利用 室料の20%
 - (3)午後2時までの利用 室料の30%
 - (4)午後2時以降の利用 基本室料の100%
- 3 前項の時間外利用は、当日の客室状況その他の事情によりお受けできない場合があります。

第9条 利用規則の遵守

宿泊者は、当館内において、当館が定め、当館ウェブサイトに掲示する利用規則に従うものとします。

第10条 料金の支払い

- 1 宿泊料金等の内訳は、宿泊料金、追加料金、サービス料、消費税、宿泊税その他法令により課される税金とします。
- 2 宿泊料金等の支払いは、日本国通貨又は当館が認めたクレジットカードその他これに代わり得る方法により、宿泊契約の成立時からチェックアウト時までの間又は当館が請求した時に行っていただきます。
- 3 当館が宿泊者に客室を提供する準備を整え、客室の使用が可能となった後に、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合であっても、宿泊料金を申し受けます。

第11条 宿泊者の手荷物又は携帯品の保管

- 1 宿泊者の手荷物が宿泊に先立って当館に到着する場合は、発送前に当館へご連絡いただき、当館が承諾したときに限り受け取り、保管し、チェックイン時に宿泊者へお渡しします。事前のご連絡なく到着した手荷物については、受け取り又は保管をお断りすることがあります。
- 2 宿泊者がチェックアウトした後の手荷物又は携帯品は、当館があらかじめ承諾したときに限り保管します。当館が定めた保管期間内に引き取りがない場合は、法令に従って処理するほか、故意に遺棄され、所有権が放棄されたものとみなして取り扱うことがあります。
- 3 宿泊者がチェックアウトした後、当館の承諾なく客室又は館内に手荷物若しくは携帯品を残していた場合において、意図的に放置されたことが合理的に推認されるとき、又は当館の定める保管期間を経過しても宿泊者から連絡がないときは、前項と同様に取り扱うことがあります。
- 4 受け取り又は保管の対象は、常温で保管でき、通常の方法により移動できる大きさ及び重量の物品に限りです。冷蔵品、冷凍品、生鮮食品、危険物、大型その他当館が保管に適さないと判断した物品は、受け取り又は保管をお断りします。

第12条 持込品等の取扱い

- 1 多額の現金及び高価な貴重品の持込みを希望する場合は、セキュリティ上の事情から、事前に当館へお知らせください。当館は、保管設備その他の事情により、その持込み又は保管をお断りすることがあります。
- 2 宿泊者が持ち込んだ現金、貴重品、手荷物及び携帯品は、宿泊者自身の責任において保管・管理していただきます。当館が個別の手続によりその保管・管理を引き受けた場合を除き、当館の故意又は重大な過失によらない毀損、汚損又は紛失について、当館は責任を負いません。
- 3 当館が損害賠償責任を負う場合は、客観的に立証された損害額を賠償します。損害額を客観的に評価することが困難な場合は、法令上認められる範囲において、10万円を上限として相当額を賠償します。ただし、当館に故意又は重大な過失がある場合には、この限りではありません。

第13条 宿泊者の責任

宿泊者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、宿泊者にその損害を賠償していただきます。これには、客室、建物、設備、建具、家具、備品、寝具、美術品、掛軸、陶磁器その他の調度品の毀損、汚損又は紛失により当館が被った修繕費、復旧費、営業損失その他の合理的な損害を含みます。

第14条 客室への入室

- 1 当館は、次に掲げる場合、宿泊者のチェックイン後であっても、宿泊者の許可なく客室へ入室することがあります。
 - (1)寝具の準備、清掃、ルームサービスその他当館のサービスを提供するとき。
 - (2)法令、本約款若しくは利用規則、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は当該行為をしたと認められるとき。
 - (3)警察、消防その他の公的機関の指導又は要請に従い、入室が必要であると判断したとき。
 - (4)建物又は設備の点検、修繕、保全その他施設管理上必要があると判断したとき。
 - (5)宿泊者の安否確認又は安全確保のため必要があると当館が判断したとき。
- 2 当館は、緊急の場合を除き、可能な限り事前に宿泊者へ連絡又は告知するよう努めます。

第15条 駐車責任

宿泊者が当館の駐車場を利用する場合、当館は駐車場所を提供するものであり、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、車両の管理責任を負うものではありません。

第16条 条項の分離性

本約款の一部が、法令又は裁判所その他の公的機関の判断により違法、無効又は執行不能とされた場合であっても、当該部分を除くその他の条項は、その影響を受けることなく、引き続き有効に存続するものとします。

第17条 宿泊約款の変更

- 1 本約款は、民法上の定型約款に該当します。当館は、変更が宿泊者の一般の利益に適合する場合又は契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的な場合には、民法の規定に基づき、本約款を変更することがあります。
- 2 本約款を変更する場合、当館は、変更内容及び効力発生日を当館ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知し、指定した効力発生日から変更後の約款を適用します。

第18条 準拠法及び合意管轄

- 1 本約款は、日本法を準拠法とします。
- 2 本約款又は宿泊契約に関して紛争が生じた場合は、熊本地方裁判所又は熊本簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第1 宿泊料金の内訳(第10条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料(室料)
	追加料金	② 飲食料又は追加飲食料 ③ サービス料(②×10%) 状況により20%加算の場合があります。 ④ その他の利用料金
	税金	消費税

備考1. ④その他の利用料金：電話代、ランドリー代 等

別表第2 違約金(第5条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数	不泊	当日	前日	二日前	三日前	七日前	十六日前	三十日前
10名まで	100%	100%	50%	30%	20%	10%	—	—
11名以上	100%	100%	70%	50%	30%	20%	10%	10%

- (注) 1. %は、基本宿泊料(室料)に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数がでた場合には切り上げる。)にあたる室数については、違約金はいただきません。
ただし、別途個別の違約金契約を結んだ場合は、その取り決めに優先します。
4. 特定日に関しましては、別途のお取り消し料が発生することもございます。

附則

最終変更掲載日 2026年8月1日 効力発生日 2026年8月1日

松屋本館(以下「当館」といいます。)では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第9条に基づき、次のとおり利用規則(以下「本規則」といいます。)を定めております。本規則をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款に基づき、ご宿泊若しくは館内施設のご利用をお断りし、又は宿泊契約を解除することがあります。また、当館に損害が生じた場合は、その損害を賠償していただくことがあります。

1. 客室のご利用について

- 1) 客室内に備え付け、又は館内に掲示している避難経路図及び非常口の位置を、あらかじめご確認ください。
- 2) ご在室中、特にご就寝の際は、必ず客室内の鍵をおかけください。
- 3) 館内は全室禁煙です。電子たばこ及び加熱式たばこを含め、喫煙は指定の喫煙場所をご利用ください。
- 4) 客室内で喫煙した場合は、特別清掃費及び翌日以降の客室販売停止に伴う損害の一部として、50,000円(税別)を申し受けます。損害がこれを超える場合は、その実費を追加で請求することがあります。
- 5) 館内では、暖房用、炊事用その他の火器、ろうそく、線香、香炉等、火災の原因となるおそれのある物品を使用しないでください。
- 6) 当館の許可なく、客室内の家具、備品、調度品等を移動し、造作を施し、又は改造するなど、客室の現状を変更しないでください。
- 7) 当館の外観を損なうおそれのある物品を窓辺に置き、又は窓から掲出しないでください。
- 8) ご訪問者との面会は、原則としてロビーその他当館が指定する場所をお願いいたします。
- 9) 宿泊登録者以外の方を客室に宿泊させ、又は当館の承諾なく客室を使用させることはできません。
- 10) 備え付けのタオル、バスローブ、浴衣、アメニティ、食器その他の備品を館外へ持ち出さないでください。
- 11) バスローブ及び客室用スリッパで客室外へ出ることはご遠慮ください。浴衣及び館内用の履物については、当館の案内に従ってご利用ください。
- 12) 客室を、宿泊以外の目的で、当館の許可なく営業、事務所、展示会、撮影会、会合、パーティーその他これらに類する用途に使用しないでください。

2. 客室の鍵について

- 1) 外出の際は、客室の鍵をフロントへお預けください。
- 2) 客室の鍵を紛失した場合は、防犯上必要となるオートロックシリンダー本体の交換並びに鍵及びキーホルダーの再発行費用の最低額として、35,000円(税別)を申し受けます。実際に生じた交換費用その他の損害がこれを超える場合は、その実費を追加で請求することがあります。

3. お支払いについて

- 1) 宿泊料金その他のお会計は、ご出発の際にフロントでお支払いください。ただし、宿泊プラン又は当館からの案内により、事前又はご滞在中にお支払いをお願いする場合があります。
- 2) ご到着時又はご滞在中に、宿泊料金相当額その他の預り金又はクレジットカードのご提示をお願いすることがあります。
- 3) 当館が承諾した場合を除き、お買物代、交通機関の切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料その他の立替えはお断りします。
- 4) 宿泊料金等には、法令により課される消費税、宿泊税その他の税金並びに当館所定のサービス料を加算します。適用される料率及び金額は、宿泊プラン又は当館の案内によります。

4. 貴重品、手荷物及び遺失物について

- 1) 現金、有価証券その他の貴重品は、お客様ご自身で管理し、客室備え付けの金庫をご利用ください。多額の現金又は高価な物品のお持込みはお控えください。
- 2) 当館が個別にお預かりすることを承諾した場合を除き、現金、貴重品、手荷物又は携帯品の毀損、汚損又は紛失については、宿泊約款及び法令の定めに従って取り扱います。
- 3) 館内の遺失物及び忘れ物は、法令及び当館所定の期間に従って保管し、その後は所轄警察署への届出、廃棄その他適切な方法により処理します。
- 4) クロークでお預かりした物品(お忘れ物を含みます。)は、特段の合意がない限り、預かり日から1か月を保管期間とします。期間経過後も引取り又は連絡がない場合は、法令に従って処理します。
- 5) 冷蔵品、冷凍品、生鮮食品、危険物、壊れやすい物品、多額の現金、高価品その他当館が保管に適さないと判断する物品は、お預かりできません。

5. 浴場のご利用について

- 1) 当館では、刺青又はタトゥーのあるお客様には、3階共用浴場及び別館「湯屋 水禅」の共用浴場のご利用をご遠慮いただいております。該当するお客様は、5階家族湯(無料)又は「湯屋 水禅」内プライベートサウナ「浴司」(有料)をご利用ください。
- 2) 浴場及び脱衣所内での撮影又は録音は禁止します。スマートフォンその他の撮影・録音機能を備えた機器の持込みもご遠慮ください。
- 3) ご入浴中であっても、他のお客様に不安又は不快感を与えるおそれがあると当館が判断した場合は、共用浴場のご利用をお断りすることがあります。
- 4) 酩酊されている方の入浴はご遠慮ください。

6. 駐車場のご利用について

- 1) 当館をご利用のお客様に限り、当館駐車場をご利用いただけます。
- 2) 本館正面に駐車されるお客様は、車両の鍵をフロントへお預けください。
- 3) 当館駐車場内における紛失、盗難及び破損等について、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、当館は責任を負いません。
- 4) 駐車場内における事故及びご利用者同士のトラブルについて、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、当館は責任を負いません。
- 5) 当館駐車場は、原則として普通乗用車のみご利用いただけます。マイクロバス等の大型車両は、近隣の有料駐車場をご案内します。

7. 持込み及び館内での禁止事項

- 1) 動物、鳥その他のペットを持ち込むこと。
- 2) 火薬、揮発油、ガス、燃料、火花その他の発火性又は引火性の物品を持ち込むこと。
- 3) 悪臭、強い香り、騒音その他により、他のお客様の快適な利用を妨げる物品を持ち込むこと。
- 4) 法令により所持を禁止されている銃砲、刀剣類、薬物その他の物品を持ち込むこと。
- 5) 賭博、違法行為、風紀を乱す行為、著しい騒音、泥酔による迷惑行為その他、他のお客様又は近隣住民に不安、不快感若しくは迷惑を与える行為をすること。
- 6) 当館、従業員又は他のお客様に対して、暴力、脅迫、威圧、侮辱、差別的言動、執拗な要求、長時間の拘束、窓口の占拠、居座り、土下座の要求、過大な金銭的補償の要求その他合理的な範囲を超える負担を求めること。
- 7) 当館の許可なく、広告宣伝物を配布し、物品を販売し、寄付若しくは署名を求め、勧誘、営業活動又は宗教活動を行うこと。
- 8) 緊急時又は当館が認めた場合を除き、非常階段、屋上、機械室、倉庫、従業員区域その他お客様用でない場所へ立ち入ること。
- 9) 館内設備、建物、建具、家具、備品、美術品、掛軸、陶磁器その他の調度品を損傷し、汚損し、紛失し、又は館外へ持ち出すこと。
- 10) コンピューター機器、通信機器その他を使用して、当館のシステム、ネットワーク又は他のお客様の利用に支障を与える行為をすること。

8. 写真、動画、録音及びSNS等の利用について

- 1) 他のお客様又は従業員を、本人の承諾なく撮影、録音若しくは録画し、又はこれらをSNS、動画共有サイトその他インターネット上へ投稿しないでください。
- 2) 当館の許可なく、館内でライブ配信、ストリーミング配信その他これらに類する行為を行わないでください。
- 3) 館内で撮影又は録音した写真、映像、音声等を、広告、販売、宣伝、報道、作品制作、収益化された配信その他の営業上又は商業上の目的で使用する場合は、事前に当館の承諾を得てください。
- 4) 撮影機材、照明、三脚等により通行を妨げ、他のお客様の利用を阻害し、又は館内設備若しくは調度品を損傷するおそれのある撮影を行わないでください。
- 5) ドローンその他の無人航空機を、当館の敷地内又は上空で、当館の許可なく飛行させ、又は撮影に使用しないでください。
- 6) 録音、録画、撮影、ライブ配信又はSNSへの投稿を示して、当館又は従業員を威圧し、不当な要求を行い、又は業務を妨害する行為をしないでください。
- 7) 当館、従業員又は他のお客様の名誉、信用、プライバシーその他の権利利益を侵害する内容、又は虚偽若しくは誤解を招く内容を投稿しないでください。

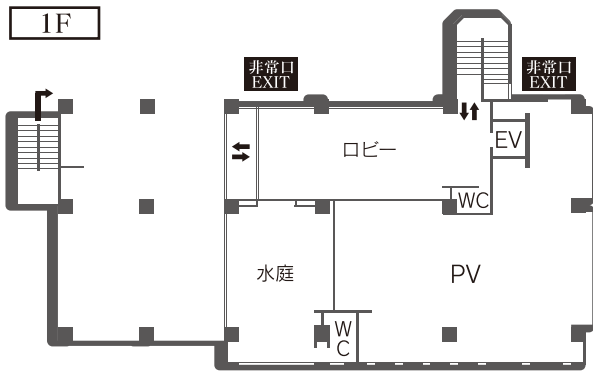
9. 損害賠償について

- 1) お客様の故意又は過失により、当館の建物、客室、寝具、設備、建具、家具、備品、美術品、掛軸、陶磁器その他の調度品を毀損し、汚損し、若しくは紛失させ、又は当館にその他の損害を与えた場合は、修繕費、交換費、特別清掃費、客室その他施設の販売停止による損失その他当館が被った合理的な損害を賠償していただきます。
- 2) 前項の損害が、お客様の同行者、訪問者又はお客様が客室その他の施設に招き入れた者の行為により生じた場合で宿泊契約に基づき管理義務違反がある場合にも、お客様に責任を負っていただくことがあります。

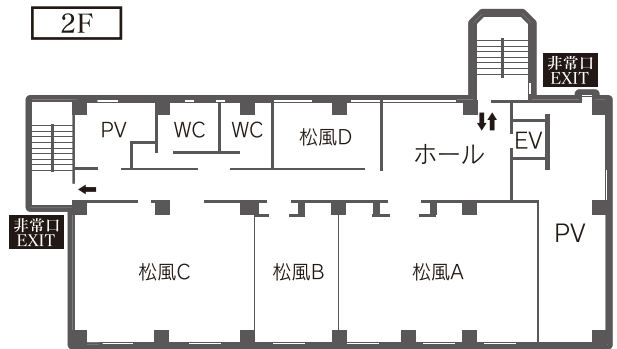
10. その他

- 1) 館内施設の利用時間、入浴方法、飲食場所、喫煙場所その他の運用上の事項は、ご来館時にご案内します。
- 2) 本規則は宿泊約款と一体として適用されるものとし、本規則に定めのない事項については、宿泊約款、法令及び一般に確立された慣習によるものとします。
- 3) 本規則は、法令の改正、社会情勢の変化又は当館の運営上必要がある場合に変更することがあります。変更内容は、当館ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知します。

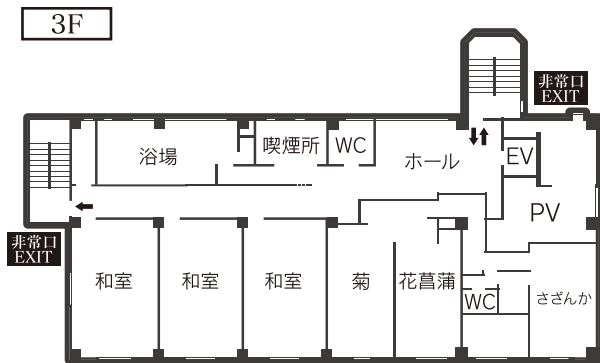
施行日 2026年8月1日



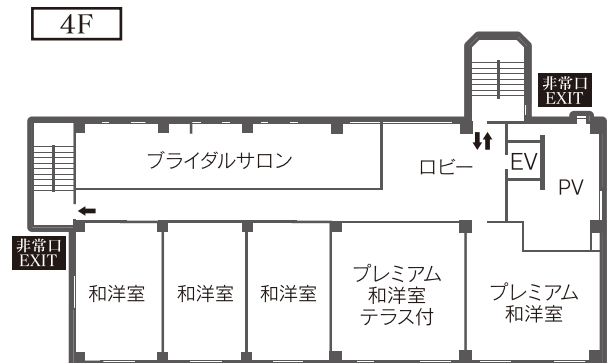
- ◆ ロビーラウンジ [水庭]
営業/am11:00~pm11:00
- ◆ コンシェルジュデスク フロント



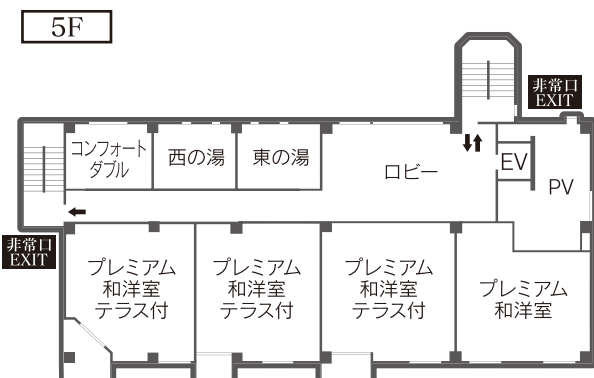
- ◆ 洋個室[松風D](12名迄)
- ◆ 和室 [松風ABC]
(大宴会場〜90名迄)



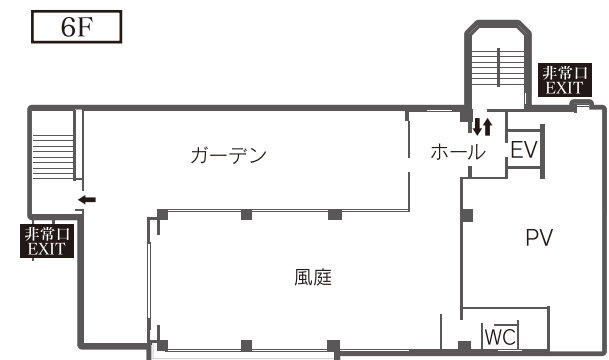
- ◆ 浴場×1
- ◆ 和室 3室
- ◆ 掘りごたつ和室
さざんか 花菖蒲 菊



- ◆ プレミアム和洋室 1室
- ◆ プレミアム和洋室テラス付 1室
- ◆ 和洋室 3室
- ◆ ブライダルサロン
ベストブライダルアピオ



- ◆ 家族湯×2
- ◆ プレミアム和洋室 1室
- ◆ プレミアム和洋室テラス付 3室
- ◆ コンフォートダブル



- ◆ テラス ラウンジ [風庭]
50名収容椅子テーブル席

ご宴会、ご婚礼、ご宿泊食事、会議、展示会などあらゆるシーンに、ご利用いただけます。